

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月及び同年 4 月

昭和 62 年 2 月末に、それまで勤務していた事業所を退職したため、国民健康保険に加入した場合と健康保険の任意継続の制度を利用した場合とを比較してどちらが有利かを確認するため、A 市区町村に行ったところ、同市区町村担当者から、どちらの健康保険を選択した場合でも、国民年金には必ず加入しなければならないと言われ、その場で国民年金の加入手続きを行い、納付書を受け取り国民年金保険料を納付した。

しかし、その際に保険料を納付した期間が未加入と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、申立人の妻はすべての国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、国民年金の加入手続き時に A 市区町村の担当職員から受け取った納付書により、市内の金融機関で納付したと供述しているところ、申立期間当時、A 市区町村は、国民年金の加入手続き時に手書きの納付書を発行していたこと、及び申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関において、国民年金保険料の納付が可能であったことが確認でき、申立内容に不自然な点は見受けられない。

加えて、A 市区町村は、「申立期間当時、市民から、国民健康保険に加入した場合と健康保険の任意継続の制度を利用した場合とを比較して、どちらが有利かを尋ねられた場合には、どちらの健康保険を利用することとしても、国民年金に加入しなければならないことを説明していた。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月1日から47年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年5月から同年9月までの期間は3万3,000円、同年10月から45年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から46年8月までの期間は4万2,000円、同年9月から47年5月までの期間は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から47年6月1日まで

昭和42年6月から47年6月までの期間においてA事業所に継続して勤務したが、このうち、42年9月21日から47年6月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和42年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に同資格を喪失後、47年6月1日に申立てに係る事業所において再度同資格を取得しており、42年9月21日から47年6月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和44年5月1日から47年6月1日までの期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる14人の従業員の

うち、回答のあった3人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者期間と雇用保険の被保険者期間が符合していることが確認できるところ、A事業所の元代表取締役は、「当時の資料が無いことから、詳細は不明であるが、私が代表取締役の時は間違いなく、雇用保険と厚生年金保険にセットで加入させていた。先代が代表取締役であったころ（申立期間当時）も、セットで加入させていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月1日から47年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該期間当時、申立人と同じ雇用形態であったとする同僚の昭和44年5月、同年10月、45年10月、46年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、44年5月から同年9月までの期間は3万3,000円、同年10月から45年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から46年8月までの期間は4万2,000円、同年9月から47年5月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、当該期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和47年6月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年5月から47年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年9月21日から44年5月1日までの期間については、A事業所における雇用保険の被保険者記録は無い上、同僚からも当該期間にA事業所に勤務していたことが確認できない。

また、当該期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠番をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和42年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、同年9月30日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和42年9月21日から44年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月1日から22年4月1日まで

昭和21年3月に高等学校を卒業後、同年4月1日に同校の推薦でA事業所に入社してから24年11月23日までの間、同社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成4年4月1日から6年2月11日までの期間において勤務した事業所が保管する申立人の履歴書及び、申立人の高等学校在学当時の同級生の供述から、申立人は、昭和21年4月1日に、A事業所に入社したことが確認できる。

また、A事業所が保管する辞令簿から、申立人は、申立期間中の昭和22年1月1日において、同社B出張所に在籍し、同年1月から給与として230円が支給されたことが確認できる。

さらに、A事業所は、「すべての従業員を入社時から厚生年金保険に加入させている。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げた同僚及び、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、回答を得ることができた二人は「入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ高等学校を申立人より1年早く卒業（昭和20年3月）し、昭和20年4月にA事業所に入社したとする二人の先輩従業員は、入社日と同じ同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する辞令簿に記載されている申立人の昭和 22 年 1 月の給与額が 230 円と記載されていることから 240 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおり、昭和 22 年 4 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 21 日まで

申立期間は、A社B事業所及び同社C事業所に勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録では、4万2,000円から6万円までの額となっているが、当時、実際に支給されていた報酬月額は約8万円だったので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び報酬月額を確認できない。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人と同じ昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員 20 人及び、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同じ同年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員 7 人について、申立期間に係る標準報酬月額を調査したところ、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な点は認められず、申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いが行われたとは考え難い。

さらに、A社B事業所及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額及びD企業年金基金が保管している申立人の加入者記録票における標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで
昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 12 月 1 日までの期間、A事業所に勤務し、同社において厚生年金保険に加入していたと記憶している。同社に勤務中、特定職種講習修了証を取得した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する特定職種講習修了証及び、元事業主や当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 6 月 21 日までの期間において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「申立人が現場で勤務していたことは覚えているが、当時の関連書類は無く、経理担当者も既に死亡しており、厚生年金保険料の控除の状況等については全く分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、給与計算及び事務を担当していたとする二人の従業員は、「A事業所では、職種及び給与形態により、厚生年金保険の加入基準が設けられており、日給月給制の職員、臨時雇用職員及びアルバイト職員等は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。申立人のように月々の給与額が一定でなく、各現場を転々としていた方の場合、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているほか、前述の被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうちの一人名は、「申立人のように一つの職場に落ち着かず、約

1年間から2年間勤務した後、退職する職人も多くいた。そんな人達の中には、厚生年金保険に加入していなかった人もいた。」と供述しており、前述の事務担当者は、「当時の従業員数は、臨時雇用員及びアルバイトを除いて約50人であった。」と供述しているところ、前述の被保険者原票から確認できる当時の被保険者数は30人から32人であることから、当時、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料の納付について免除申請を行っていることが確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年4月1日から49年12月1日まで
②昭和59年10月6日から60年3月1日まで
③昭和60年10月1日から61年5月1日まで
④昭和63年12月1日から平成4年1月6日まで

申立期間①については、A事業所に勤務したが、厚生年金保険に未加入と記録されている。

また、昭和58年9月1日から平成5年9月30日までの期間、継続してB事業所に勤務したが、申立期間②、③及び④について、厚生年金保険に未加入とされている。

すべての申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間①のうち昭和47年5月1日から48年3月5日までの期間、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時、A事業所において厚生年金保険に係る事務を担当していたとする従業員は、「昭和40年代、A事業所では、申立人のようなC職種は、そのほとんどの者が厚生年金保険に加入していなかった。50年代に入ってやっと、C職種を含む全ての従業員が厚生年金保険に加入した。申立期間①当時、A事業所に勤務していても、必ずしも厚生年金保険に加入しているとは限らない。」と供述しており、申立人と同様にC職種であったとする同僚

は、「申立期間①当時、社会保険への加入は希望制であり、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と供述している上、C職種であったとする前述とは別の同僚は、「私は、昭和42年12月1日に入社したが、47年12月4日までの期間について厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入していた。申立人も、私と同様に、当時、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラインの記録から、当該同僚は昭和47年12月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年12月から47年11月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立てに係る事業所の事業主は、申立期間①当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、申立期間①当時の事業主は故人となっている上、事業主の弟（昭和53年から事業を承継した旨を供述している。）は、「当時の資料が何も残っておらず、申立内容については分からない。」と回答しており、事業主及び事業主の弟から、申立人の申立期間①における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、雇用保険の被保険者記録及びB事業所の回答から、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所の元役員で、当時、社会保険に係る事務を担当していた事業主の妻は、「申立人の勤務期間のうち、一部の期間については、少しでも手取額を多くしたいという申立人の希望により、厚生年金保険などの社会保険料を給与から控除していない期間があった。」と供述している上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同様にD職種として勤務していたとする同僚は、「申立人が、『B事業所では、厚生年金保険料を控除されていなかった期間がある。』と言っていたことを記憶している。」と供述しており、D職種として勤務していたとする前述とは別の同僚は、「申立人は、ほかの従業員とは異なる事情があり、報酬が給与という形態では支給されていなかった期間があったと思う。」と供述している。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該期間において申立人の氏名は確認できない上、申立人は、昭和63年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月9日に健康保険被保険者証を返納している旨が記載されていることが確認できる。

3 このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。